

地域密着型サービス事業者の実施する運営推進会議の概要

1. はじめに

「地域密着型サービス」は、より地域に根差したサービスが期待されています。
事業者は、運営推進会議を開催し、活動報告を行うとともに、要望や助言を聞く機会を設けなければなりません。

この仕組みにより、事業所は地域住民や地域の団体、関係者と連携・協力し、地域と交流を図ることで、より開かれた事業所運営を行うことが求められます。

そのため、事業所運営にあたって、地域の一員であることを認識しながら、地域の関係者と連携・協力し合う関係づくりが大切になります。

提供されるサービスがより身近に、より開かれたものになるよう、上手にこの仕組みを活用することによって、提供するサービスをさらに向上させることが可能になると考えています。

2. 運営推進会議とは

運営推進会議については、厚生労働省令（「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」）で定められており、「大牟田市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月28日大牟田市条例第27号の2）」においても、サービス提供などの事業所の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く場・機会として、その設置が義務付けられています。

運営推進会議は、事業所で提供しているサービス内容の報告、実施した行事や発生した事故の報告等を行い、評価や助言を受けることにより、更なるサービスの質の向上を図ることを主な目的としています。また、事業所運営の透明性の確保や向上を図る視点から、事業所独自の取り組みや地域包括ケアの推進に資するテーマで意見交換を実施、認知症ケアについて情報共有する等、メンバーで話し合い創意工夫することは、運営推進会議の活性化につながります。

したがって、運営推進会議を単に、事業者に求められる義務として受けとめるのではなく、この仕組みを上手に活用し、事業所の運営に活かしていくことが、大変重要となります。

3. 運営推進会議の開催頻度

- (1) 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護
 - ・ 6か月に1回以上の開催が必要です。ただし、地域密着型通所介護のうち、指定療養通所介護については、12か月に1回以上の開催が必要です。
- (2) 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護
 - ・ 2か月に1回以上の開催が必要です。
- (3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ・ 6か月に1回以上の開催が必要です。（※「介護・医療連携推進会議」の開催となります。）



4. 運営推進会議の開催手順

(1) 構成員の選定

委員は、次の5つの区分から構成されることが考えられます。各構成区分から少なくとも1名を選任し、事業所職員は含めない計5名以上で運営推進会議を構成するようお願いします。

(※③市職員及び④地域包括支援センター職員は参加必須です。)

①利用者、利用者の家族

直接お会いして参加をお願いするなどして、なるべく複数の方の参加が得られるよう配慮してください。利用者の後見人を選出することも可能です。

②地域住民の代表者

事業所のサービス提供エリアの中から、できるだけ近隣意にお住まいの方を選任してください。幅広い住民の方からの参加を得ることにより、事業所運営に対して様々な立場からの貴重な声を頂くことが可能となります。

【例示】

- 事業所の近隣にお住まいの方
- 民生委員、公民館等の地域団体、幼稚園・学校関係者
- 自治会、婦人会、老人クラブなどの地域団体の方
- あんしん介護相談員、ボランティア団体、NPO 法人



③市職員

大牟田市福祉課職員が、事業所ごとに担当を決めて出席しますので、案内を行ってください。

④地域包括支援センター職員

事業所所在校区を担当する地域包括支援センター職員が、出席しますので、案内を行ってください。

⑤その他、地域密着型サービスについて知見を有する者

学識者に限りません。介護サービスに経験や知識をお持ちの方、客観的・専門的な立場から意見を述べる方が選任してください。運営推進会議の趣旨から、同じ法人又は系列法人に所属する者を選任することは適切ではありません。

【例示】

- 他法人の介護支援専門員や社会福祉士などの有資格者
- 他法人の介護サービス事業所の管理者
- その他、高齢者福祉事業に携わる者、または経験者
- 地区の社会福祉協議会等の役員 など



(2) 会議の日程調整

構成員の都合を確認したうえで、おおむね1か月前までに日程調整を行います。

構成員がやむを得ず欠席する場合は、事前に活動状況の報告資料などの会議資料を送付し、意見・要望等を聴取してください。

(3) 会議資料の作成及び会議の開催

事業所の活動状況の報告の際、個人情報の取り扱いには十分に注意し、個人が特定できないよう注意してください。

開催場所は、原則、事業所内とし、会議の参加者が実際に事業所の雰囲気を感じられるようにしてください。

(4) 会議記録の作成

会議の開催後は、速やかに運営推進会議の報告書を作成し、活動状況の報告資料とともに、大牟田市福祉課介護保険担当に提出してください。

(5) 会議記録の保存・公表

活動状況の報告書、運営推進会議の報告書及びその他会議資料は、2年間（会議を開催した日が属する年度の翌年度から2年度）保存しなければなりません。

また、利用者家族や利用希望者から求めがあった場合は、必要に応じて配布してください。なお市（福祉課介護保険担当）窓口では、閲覧を希望される市民等を対象に活動報告書を公開しています。

5. 運営推進会議の議題内容

運営推進会議の場においては、当該事業所における運営やサービス提供の方針、日々の活動内容、入居者の状態などを中心に報告するとともに、会議の参加者から質問や意見を受けるなど、できる限り双方向的な会議を目指してください。

しかし、「議題」といって堅く考えたり、義務だから仕方なくと消極的な姿勢で取り組んだりするのではなく、事業所を地域に知って貰う機会と捉え、参加者から意見を聴取しやすい雰囲気づくりに努めてください。

【例示】

- (1) 運営推進会議の目的・概要
- (2) 年間目標・事業所の理念等の説明
- (3) サービス提供の方針
- ★ (4) 職員の異動・入退職
- ★ (5) 利用者の状況報告（入退去・登録状況、サービス利用者（年代・性別・介護度別）の構成）
- ★ (6) 施設の活動状況報告（行事・レクリエーション等）
- (7) 施設の計画・予定・報告
- (8) 利用者の日常生活の様子
- (9) 食事、健康管理
- (10) 感染症予防
- (11) 施設の整備状況
- (12) 防火安全対策
- (13) 避難訓練
- (14) 非常時における対応
- (15) ボランティア
- (16) 新聞記事等の紹介
- (17) 介護保険制度・介護報酬等の情報提供
- (18) 運営規定等の変更
- (19) 家族会・懇親会
- ★ (20) 利用者、利用者家族の意見・要望・苦情
- ★ (21) 身体拘束・虐待防止
- (22) ターミナルケア・看取り
- (23) 自己評価・外部評価
- ★ (24) 実地指導報告
- ★ (25) 事故報告、ヒヤリハット報告
- (26) 外部・内部研修報告、認知症学習会
- (27) 地域との交流状況
- (28) 地域行事の計画・予定・報告 など

(注) ★印は、大変重要な議題ですが、取り上げられていないところも少なくありませんので、各事業所は積極的な報告等をしてください。(必須議題)

また、事業所ごとに担当している福祉課職員は、事業所に対して、議題に挙げるよう積極的に助言してください。

参考：市条例における「地域との連携」に関する規定

大牟田市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者及び指定地域密着型通所介護等の事業を行う者の地域との連携等)

第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター(次項において「地域包括支援センター」という。)の職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項及び次項において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び指定看護小規模多機能型居宅介護(以下この条において「指定地域密着型通所介護等」という。)の事業を行う者は、指定地域密着型通所介護等の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員、当該指定地域密着型通所介護等の事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、指定地域密着型通所介護等の各サービスについて知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、次の各号に掲げる指定地域密着型通所介護等の事業の区分に応じ当該各号に定める回数以上、運営推進会議に対し活動状況(指定小規模多機能型居宅介護及び指定看護小規模多機能型居宅介護にあっては、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況)を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(1) 指定地域密着型通所介護(指定療養通所介護を除く。)及び指定認知症対応型通所介護 6月に1回

(2) 指定地域密着型通所介護(指定療養通所介護に限る。) 12月に1回

(3) 指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び指定看護小規模多機能型居宅介護 2月に1回

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は指定地域密着型通所介護等の事業を行う者は、第1項又は前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、当該記録を公表するとともに、当該記録のうち報告に係るものについては市に提出しなければならない。

4 指定地域密着型通所介護等の事業を行う者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携又は協力その他の地域との交流を図らなければならない。

5～7 (省略)

(※第8条第2項の規定は、指定地域密着型介護予防サービス事業者にも準用されています。)